

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期） 区域施策編 概要

資料 2 - 1

計画の位置づけ

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「**地方公共団体実行計画（区域施策編）**」
- ・気候変動適応法（平成30年法律第50号）第12条に基づく「**地域気候変動適応計画**」
- ・埼玉県環境基本計画（第5次）における個別計画

計画期間

令和2年度～12年度

※ 今年度中に見直し

※ 令和4年度に改正

目指すべき将来像及び削減目標

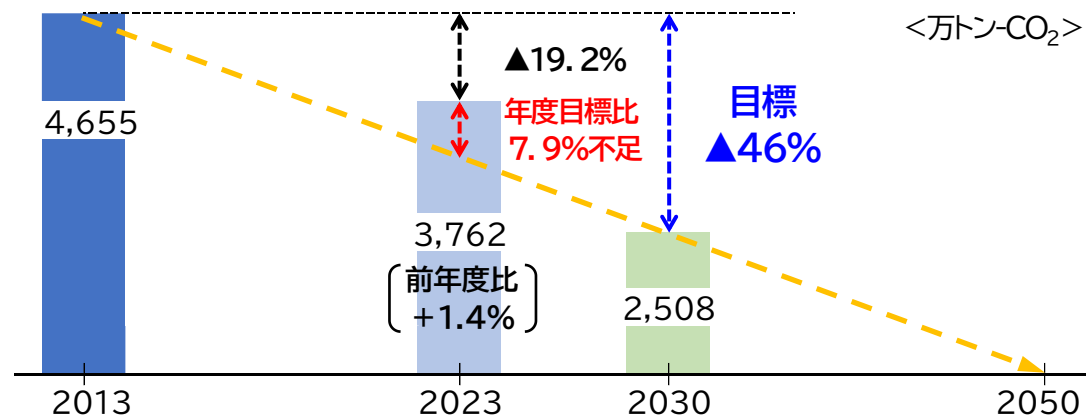
（将来像）カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉

（削減目標）2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量**46%削減**（2013年度比）

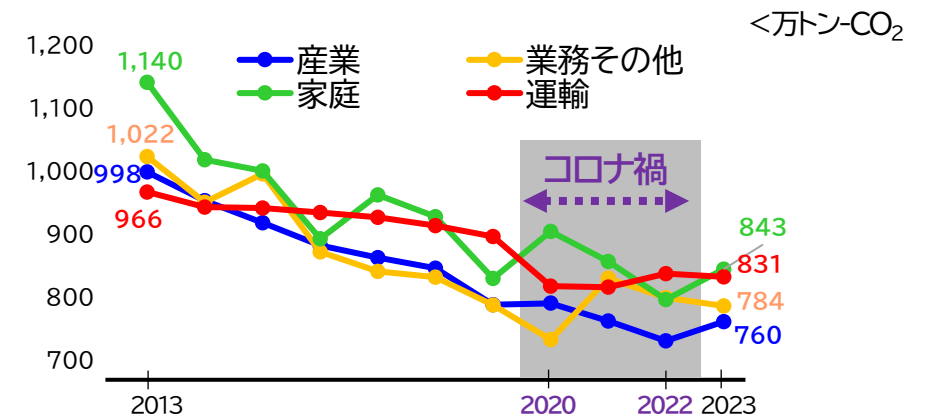
推進の方向性

- 1 全ての主体が協働した「ワンチーム埼玉」での対策の推進
- 2 カーボンニュートラルの実現に向けた緩和策の推進
- 3 持続可能なまちづくりやサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行
- 4 気候変動への適応策の推進

○本県の温室効果ガス排出量



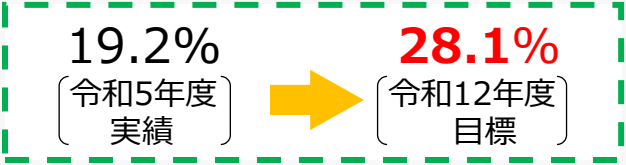
○部門別排出量



埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期） 区域施策編の見直し

需要側（県民・事業者等）の削減目標

県の最上位計画である次期5か年計画のKGI指標として設定される需要側（エネルギーの利用者）の取組として、「**県民や事業者の省エネなどの取組による削減率**」を本計画の目標に追加



緩和策の主な見直し内容

産業・業務その他部門

- ・**県排出量取引制度(第4計画期間)**の推進

家庭部門

- ・ZEHや断熱、遮熱対策に関する普及促進
- ・産学官連携による**環境人材の育成**

運輸部門

- ・**道路分野の脱炭素化**の推進
- ・電動車、低燃費車の普及促進

部門横断

- ・市町村の課題解決への**個別支援**

施策別実施目標

※見直しを実施した指標を抜粋、青字は見直し内容

*R9～R12の累計

指標	最新値	目標値 (R12)
環境に配慮したサステナブル経営に関するセミナー等参加企業（数）【新規】	－	480*
県産木材の供給量（m ³ ）【 目標値の見直し 】	87,000	96,000
大規模事業所におけるCO ₂ 排出量削減率（%）【新規】	43.9	64.6
身近な緑の創出面積(ha)【 目標値の見直し 】	246	200*
一般廃棄物の1人1日当たりの焼却量(万t)【 変更 】	610	565
産業廃棄物の再資源化量(g/人・日)【 変更 】	493	500
埼玉版スーパー・シティプロジェクトに取り組む市町村数（数）【 削除 】	63	達成
新たな地域公共交通に取り組む市町村数（数）【 変更 】	35	53

適応策の主な見直し内容

○国の影響評価報告書を踏まえて、県の影響評価を再度実施

- ・評価項目毎に**レベル1～レベル3**で影響の大きさの度合いを評価
- ・評価結果を踏まえて計画に新たな取組を追加

【新たに評価対象に追加された主な項目】

農業分野

【**レベル1**】**野菜** 台風に当たる確率の増加やリスク管理のコスト増

- 気象予測情報を活用した栽培方法の検討
- ・高温対策技術等の推進

産業分野

【**レベル3**】**建設業** 熱中症死傷者数の増加

- 県発注工事における**熱中症対策費の計上**

国民生活

【**レベル3**】**教育** 学校環境衛生基準や体育活動に支障

【**レベル3**】**住居** 台風による床下浸水等の被害の増加

- 学校における「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」や**暑さ指数（WBGT）計を活用した熱中症予防**